



長野県報

11月13日(木)

平成15年
(2003年)

第1508号

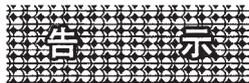
目次

告示

長野県議会定例会の招集（財政改革チーム）	1
土地収用法に基づく事業の認定（企画課）	1
地方バス運行対策費補助金交付要綱の一部改正（交通政策課）	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の事業所の廃止（高齢福祉課）	6
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）	6

公告

一般競争入札（情報政策課）	7
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（産業振興課）	7
家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病発生の報告（畜産課）	8



長野県告示第521号

平成15年12月4日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成15年11月13日

長野県知事 田中康夫

財政改革チーム

長野県告示第522号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年11月13日

長野県知事 田中康夫

1 起業者の名称

真田町

2 事業の種類

真田町営墓地造成事業

3 起業地

(1) 収用の部分

小県郡真田町大字長字山口地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

真田町営墓地造成事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する墓地に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である真田町は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

真田町では、昭和48年以降、真田町土地開発公社及び民間事業者により多くの住宅団地が造成され、これに伴い、人口が増加しているところであるが、同時に、他市町村から転入した住民から町に対し、墓地整備の要望が多くなってきている。

そこで、真田町が平成10年1月に、同町内の539世帯を対象に墓地の需要調査を行ったところ、110世帯から墓地の購入希望が寄せられている。

現在、真田町内には、宗教法人の経営する墓地があるものの、宗教上の理由から、墓地希望者が必ず利用できるものではなく、また、利用可能区画数は41区画であり、今後の墓地需要を満たすことは難しい状況にある。

本件事業の施行により、墓地不足が解消されるとともに、宗教にかかわらず、町民が墓地を取得することが可能となる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地に隣接して個人の設置する墓地が2か所あるほか、宗教法人の経営する墓地が至近距離にあり、周辺の土地利用への影響は少ないと考えられる。

また、真田町墓地等の経営の許可等に関する条例に規定する設置場所の基準を満たしており、生活環境への影響は少ないと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の

要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

真田町が平成15年5月に行った墓地の年次別需要希望調査結果によれば、20世帯が3年以内に墓地取得を希望していることから、本件事業は、早急に施行する必要性があるものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

真田町では、墓地の需要を調査した上で墓地の区画数を決定したことから、本件事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

真田町役場

企画課

長野県告示第523号

地方バス運行対策費補助金交付要綱(平成14年長野県告示第21号)の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

また、地方バス路線運行維持対策補助金交付要綱(昭和47年長野県告示第628号)は廃止します。

平成15年11月13日

長野県知事 田中康夫

第2第7号中「(5)」を「(6)」に、「(6)」を「(7)」に、「補助対象運行系統」を「補助対象路線」に改め、同号を同第2第8号とし、同第2第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同第2第1号中「地域住民」を「次に掲げる全ての要件を満たす運行系統で、地域協議会において地域住民」に、「維持が必要なものとして」を「維持が必要と認められたものうちから」に、「次に掲げる全ての要件を満たす運行系統」を「バス運行対策費補助金交付要綱(平成13年5月15日付け国自旅第16号の4国土交通省自動車交通局長通知)第3条の規定により国土交通大臣が承認した生活交通路線維持確保3カ年計画に定められているもの」に改め、同号を同第2第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 地域協議会 長野県公共交通活性化協議会設置要綱(平成13年9月19日付け13交第28号長野県企画局長通知)長野県公共交通活性化協議会設置要綱(平成13年9月19日付け13交第28号長野県企画局長通知)第6の規定により、地域における生活交通路線の確保のため、県が主体となり、国、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置する長野県公共交通活性化協議会バス交通専門部会をいう。

第3中「補助対象路線」の次に「、補助対象車両」を加える。

第9中「5部」を「各1部」に改める。

別表第2を次のように改める。

(別表第2)(第3関係)

1 生活交通路線維持費補助金

補助対象事業者	補助対象路線	補助対象経費	補助対象経費の限度額	補助率
乗合バス事業者であって、知事が最も少ない補助金で生活交通路線を運行するものとして選定した者	補助対象期間の末日に運行している生活交通路線であって、当該補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経常費用に達していないもの	1 補助対象経常費用と経常収益の差額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人をを超えるものに係る補助対象経費の額は、当該生活交通路線の補助対象経常費用と経常収益との差額× <u>当該生活交通路線の総キロ程－競合区間に係るキロ程</u> 当該生活交通路線の総キロ程 とする。 2 補助対象経費の額は平均乗車密度が5人未満の生活交通路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。	補助対象経常費用の20分の9に相当する額	補助対象経費の2分の1以内

2 車両購入費補助金

補助対象事業者	補助対象車両	補助対象経費	補助対象経費の限度額	補助率
生活交通路線維持費補助金の補助対象事業者に該当する者	主として生活交通路線の運行の用に供する車両。 なお、車両の種別は次に掲げるとおりとする。 (1) 低床型車両 地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両でノンステップ型又はワンステップ型スロープ若しくはリフト付きのもの (2) 大型車両 低床型車両に該当しない車両で長さ9メートル以上又は定員61人以上のもの (3) 小型車両 低床型車両に該当しない車両で長さ7メートル以下かつ定員29人以下のもの (4) 中型車両 低床型車両に該当しない車両で大型車両及び小型車両以外のもの	主として生活交通路線を運行する車齢5年以上のバス車両の代替購入に要する経費。ただし、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第57条の承認を受けたバス車両にあっては、その使用期間を超えた当該バス車両の代替購入に要する経費とする。	1両につき次の(1)又は(2)のいずれか少ない額 (1) 低床型車両については1,500万円(消費税を除く。)、大型車両については800万円(消費税を除く。)、中型車両及び小型車両については950万円(消費税を除く。) (2) 購入に要する経費から残存価格としてその10分の1を控除した額(消費税を除く。)	補助対象経費の2分の1以内

別表第3の生活交通路線維持費補助金の項中「運行系統別輸送実績、」を「運行系統別輸送実績及び」に改め、「営業報告書」という。)の次に「及びこれに関連する必要な事項を記載した書類」を加え、同表の車両購入費補助金の項中

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象期間に係る営業報告書 2 地図 <p>ただし、生活交通路線維持費補助金の交付の申請を行っている場合は、関係書類の添付を要しない。</p> | を |
|---|---|

- | | |
|--|----|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 購入車両の図面(仕様書等。なお、低床型車両の場合は床面までの地上高が分かるものとする。) 2 購入に要する経費の内訳を証する書類(見積書並びに附属品名、価格及び購入先を明記した内訳表等) 3 代替予定車両の自動車検査証の写し | に、 |
|--|----|

- | | | |
|--|-----------------------|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 車両購入契約書・領収書の写し 2 自動車登録事項等証明書の写し 3 バス車両の主要部分の写真 | 交付決定のあった日の属する年度の3月31日 | を |
|--|-----------------------|---|

- | | | |
|---|--|-------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 売買契約書の写し 2 購入に要した費用の支払いを証する書類(領収書の写し等) 3 自動車登録事項等証明書の写し 4 バス車両の主要部分の写真 | 車両の取得後20日以内(車両購入費補助金交付申請書(様式第7号)の提出期限の20日前までに車両を取得している場合は、当該申請と同時) | に改める。 |
|---|--|-------|

別表第4を次のように改める。

(別表第4)(第5関係)

左 欄	右 欄
生活交通路線維持費補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付を受けた補助金については、生活交通路線の維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。 2 補助金の交付を受けた日から1年間運行を確保すること。なお、運行が困難となった場合は、知事に報告して、その承認を得ること。 3 補助事業の内容を著しく変更しようとするときは、生活交通路線維持費補助事業変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出して、その承認を得ること。 4 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、生活交通路線維持費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出して、その承認を得ること。 5 生活交通路線に該当しなくなった場合において、知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。 6 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくこと。 7 6の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
車両購入費補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付決定のあった日の属する年度の2月20日までに補助対象車両の購入を完了するものとする。 2 補助事業により取得した車両は、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図るものとする。 3 補助事業により取得した車両を当該取得の日から5年間譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合は、この限りでない。 4 補助事業の内容を著しく変更しようとするときは、車両購入費補助事業変更承認申請書(様式第11号)を知事に提出して、その承認を得ること。

- 5 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、車両購入費補助事業中止（廃止）承認申請書(様式第12号)を知事に提出して、その承認を得ること。
- 6 補助事業により取得した車両を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、補助金の全部又は一部を知事に返納させることがあること。
- 7 生活交通路線に該当しなくなった場合において、知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。
- 8 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくこと。
- 9 8の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

様式第1号中

補助申請額
千円

を

補助対象経費 ツ	補助申請額 ツ × 1/2
千円	千円

に、「第2条(3)」を「第2の(3)」に、

「12 「平均乗車密度が5人未満の路線」における、みなし運行回数とは当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。」

「12 「平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

13 「補助対象経費」の欄は、（平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合はの金額を記載し、記載がない場合はの金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

14 「補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

15 県外乗入部分がある場合は、該当する系統について、県名を付して県外乗入部分について同様に記載すること。なお、申請書の「補助金の額」の欄は、県外乗入部分を含めた合計額を記載すること。

「1 補助対象期間（要綱第2の(3)で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第3項の「営業報告書」

2 様式第2号の運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表

「1 補助対象期間（要綱第2の(3)で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「営業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

2 様式第2号の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る。）

3 経常収益が経常費用（自社単価を使用したもの）の20分の11に満たない路線がある場合は、市町村が補助することにより経常収益及び当該市町村の補助額の合計額が経常費用の20分の11に相当する額に達することを証する書類

に改める。

様式第2号中「運行系統別輸送実績、」を「運行系統別輸送実績及び」に改める。

様式第3号中「生活交通路線維持費補助金交付申請取下書」を「年度生活交通路線維持費補助金交付申請取下書」に改める。

様式第4号中「生活交通路線維持費補助金交付請求書」を「年度生活交通路線維持費補助金交付請求書」に改める。

様式第5号中「生活交通路線維持費補助事業変更承認申請書」を「年度生活交通路線維持費補助事業変更承認申請書」に改める。

様式第6号中「生活交通路線維持費補助事業中止（廃止）承認申請書」を「年度生活交通路線維持費補助事業中止（廃止）承認申請書」に改める。

様式第7号中

補助金申請額 (記載要領6参照)

を

補助申請額 △ × 1/2

に、

① 都道府県補助金 ② 自己資金 ③ その他	千円 千円 千円	を	① 都道府県補助金 ② 国庫補助金 ③ 自己資金 ④ その他	千円 千円 千円 千円	に、
------------------------------	----------------	---	---	----------------------	----

3 「車両の種別」の欄は、補助対象車両の種別を記載すること。 を

3 「車両の種別」の欄は、補助対象車両の種別を記載すること。低床型車両の場合は、ノンステップ型、ワンステップ型又はリフト付き車両の別がわかるように記載すること。 に、

6 「補助金申請額」の欄には、の額を記載すること。
7 補助申請額については、千円未満の端数は切り捨てること。 を
8 「資金調達計画」の欄の「その他」の欄は、市町村負担がある場合には、その金額を記載すること。 」

6 「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。 に、
7 「資金調達計画」の欄の「その他」の欄は、市町村負担がある場合には、その金額を記載すること。 」

1 補助対象期間(要綱第2の(3)で定める期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第3項の「営業報告書」 を

1 購入車両の図面(仕様書等。なお、低床型車両の場合は床面までの地上高がわかるものとする。)
2 購入に要する経費の内訳を証する書類(見積書並びに附属品名、価格及び購入先を明記した内訳表等) に改める。
3 代替予定車両の自動車検査証の写し 」

様式第8号中「車両購入費補助金交付申請取下書」を「年度車両購入費補助金交付申請書取下書」に改める。

様式第9号中

補助事業 経費決算書	1. 総 経 費	円
	2. 収 入	円
	① 都道府県補助金	円
	② 自 己 資 金	円
	③ そ の 他	円
	計	円

を

補助事業 経費決算 (予定)	1. 総 経 費	円
	2. 収 入	円
	① 都道府県補助金	円
	② 国庫補助金	円
	③ 自 己 資 金	円
	④ そ の 他	円
	計	円

に、

2 「車両の種別」の欄は、補助対象車両の種別を記載すること。 を

2 「車両の種別」の欄は、補助対象車両の種別を記載すること。低床型車両の場合は、ノンステップ型、ワンステップ型又はリフト付き車両の別がわかるように記載すること。 に、

1 車両購入契約書・領収書の写し
2 自動車登録事項等証明書の写し を
3 バス車両の主要部分の写真 」

1 売買契約書の写し
2 購入に要した費用の支払いを証する書類(領収書の写し等)。なお、報告時に添付できない場合は後日提出すること。 に改める。
3 自動車登録事項等証明書の写し
4 バス車両の主要部分の写真 」

様式第10号中「車両購入費補助金交付請求書」を「年度車両購入費補助金交付請求書」に改める。

様式第11号中「車両購入費補助事業変更承認申請書」を「年度車両購入費補助事業変更承認申請書」に改める。

様式第12号中「車両購入費補助事業中止(廃止)承認申請書」を「年度車両購入費補助事業中止(廃止)承認申請書」に改める。

交通政策課

長野県告示第524号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年11月13日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
ナンシン介護ショップすばる	上伊那郡箕輪町大字中箕輪字小清水11399番地	平成15年10月31日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
アップルハイツ飯田在宅介護支援センター	飯田市羽場権現1618番地	平成15年9月30日

高齢福祉課

長野県告示第525号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年11月13日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アイリスケアセンターとうみ	小県郡東部町本海野1752番地3	平成15年11月1日
株式会社コムス須坂ケアセンター	須坂市墨坂3丁目9番7号墨坂ビル1階	〃 〃

(2) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ふれあいセンターよもぎ宅老所モモちゃん	岡谷市253番地5	平成15年11月1日
山ノ内宅幼老所にこにこの湯	下高井郡山ノ内町平穏2926番地33	〃 〃
サングリーン明科デイホーム	東筑摩郡明科町七貴4159番地7	〃 〃
宅幼老所野いちご	小諸市大字御影新田字池の上2238番地6	〃 〃

(3) 短期入所生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ツクイ長野短期入所生活介護事業所	長野市大字風間字巾下1756番地1	平成15年11月1日

(4) 特定施設入所者生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
有料老人ホームケアプラザあすか小諸	小諸市相生町1丁目3番3号	平成15年11月1日

(5) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
介護ショップしおいら	大町市大町2547番地3	平成15年11月1日
有限会社坂東ホーム	飯山市飯山624番地6	〃 〃

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
居宅介護支援事業所須高	須坂市須坂1528番地7センタービル80	平成15年11月1日
株式会社コムス須坂ケアセンター	須坂市墨坂3丁目9番7号墨坂ビル1階	〃 〃
アップルケア	長野市松代町西寺尾1832番地	〃 〃

高齢福祉課